

直接支払推進事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定	平成23年4月1日付け22経営第7135号
一部改正	平成23年9月1日付け23経営第1616号
一部改正	平成24年4月6日付け23経営第3563号
一部改正	平成25年4月1日付け24経営第3666号
一部改正	平成25年5月16日付け25経営第428号

第1 趣旨

経営所得安定対策（以下「本対策」といいます。）の実施に必要となる推進活動等のうち、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費を助成します。

第2 事業実施主体

- 1 都道府県段階における事業実施主体（以下「都道府県等」といいます。）は、次に掲げる組織です。
 - (1) 都道府県
 - (2) 都道府県農業再生協議会（別紙1「都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第1に定める要件を満たすものとし、以下「都道府県再生協議会」といいます。）
- 2 地域段階における事業実施主体（以下「市町村等」といいます。）は次に掲げる組織です。
 - (1) 市町村
 - (2) 地域農業再生協議会（別紙1「都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について」の第2に定める要件を満たすものとし、以下「地域再生協議会」といいます。）
 - (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体（その地域において、地域再生協議会が事業実施主体とならない場合に限ります。以下「利用集積団体」といいます。）

第3 事業の内容

直接支払推進事業（以下「推進事業」といいます。）の対象となる取組は、都道府県段階及び地域段階における次に掲げる取組です。

1 本対策の推進活動

- (1) 都道府県段階における推進活動
 - ① 本対策の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
 - ② 対象作物の生産数量目標の設定ルール等の策定

- ③ 産地資金の要件設定・確認、市町村等に対する指導
- ④ 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
- ⑤ 集落営農の代表者、経理担当者等の育成（実施方法については、別紙2のとおり）
- ⑥ 集落営農の法人化等に対する支援活動
- ⑦ 農地利用集積円滑化に必要な活動
- ⑧ その他本対策の円滑な実施に必要な活動

(2) 地域段階における推進活動

- ① 本対策の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等）
- ② 対象作物の生産数量目標の設定ルール等の策定
- ③ 申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付
- ④ 対象作物（産地資金の助成作物を含みます。）の作付面積等の確認事務
- ⑤ 農業者情報のシステム入力・集計事務
- ⑥ 産地資金の要件設定・確認事務
- ⑦ 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
- ⑧ 農業者の水田情報等（畠地の産地資金に取り組む場合は、畠地の情報も含みます。）の収集・整理事務
- ⑨ 集落営農の法人化等に対する支援活動
- ⑩ 地域における経営体育成の取組等のフォローアップ活動（実施方法については、別紙3のとおり）
- ⑪ 農地利用集積円滑化に必要な活動
- ⑫ その他本対策の円滑な実施に必要な活動

2 集落営農の法人化支援

法人設立登記を行った集落営農に対する交付金の交付

第4 推進活動計画の作成手続

1 都道府県推進活動計画

- (1) 都道府県推進活動計画の作成主体は、第3の1の(1)の事業を行う事業実施主体のうち、都道府県とします。
- (2) 都道府県知事は、毎年度、管内の市町村等及び都道府県再生協議会と協議の上、取組内容、費用見込み額等を内容とする都道府県推進活動計画（様式第1号）を作成し、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地域センター長等」といいます。）のうち、当該都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に提出してください。
- (3) 都道府県知事は、(2)の計画を作成する際、管内の市町村が作成する地域推

進活動計画を基に、当該都道府県における事業全体を取りまとめるものとします。

2 地域推進活動計画

- (1) 地域推進活動計画の作成主体は、第3の1の(2)及び2の事業を行う事業実施主体のうち、市町村とします。
- (2) 市町村長は、毎年度、地域再生協議会と協議の上、取組内容及び費用見込み額等を内容とする地域推進活動計画（様式第2号）を作成してください。その際、当該計画と併せて、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地域センター等」といいます。）と協議して、市町村、地域再生協議会、地域センター等の役割分担を記した年間スケジュール（様式第2号の3）を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (3) 地域再生協議会が事業実施主体とならない地域において、利用集積団体が第3の1の(2)に掲げる取組を行う場合は、市町村長は、利用集積団体と協議の上、取組内容及び費用見込み額等を内容とする地域推進活動計画（様式第2号）及び年間スケジュール（様式第2号の3）を作成してください。

第5 推進活動計画の認定

1 都道府県推進活動計画の認定手続

- (1) 都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、都道府県知事から第4の1により都道府県推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、当該計画を認定します。
なお、当該計画の審査に当たっては、同一の都道府県内に複数の地域センター等がある場合は、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、当該都道府県内の他の地域センター長等に当該計画を回付し、各地域センター長等は各自の管轄区域の内容について、その内容が適当かどうか審査します。
- (2) 都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、都道府県推進活動計画を認定した際は、その結果を都道府県知事に通知するとともに、当該地域センター等を管轄する地方農政局長（地方農政局の所在する府県、北海道及び沖縄県を除きます。）に報告します。
- (3) 都道府県知事は、都道府県推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、様式第3号により、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等の認定を受けてください。
 - ① 事業の中止又は廃止
 - ② 事業実施主体の変更
 - ③ 都道府県段階又は地域段階のいずれかの経費の3割を超える変更

2 地域推進活動計画の認定手続

- (1) 都道府県知事は、市町村長から第4の2の地域推進活動計画の提出があった場合は、提出された計画の内容を審査し、その内容が適当と認めるときは、計画を認定してください。
- (2) 都道府県知事は、地域推進活動計画を認定した際は、その結果を市町村長に通知してください。
- (3) 市町村長は、地域推進活動計画について、以下の変更が生じた場合は、(1)及び(2)の手続に準じて、様式第3号により、都道府県知事の認定を受けてください。
 - ① 事業の中止又は廃止
 - ② 事業実施主体の変更
 - ③ 第6の別表1に掲げる経費区分のうち、4又は5の経費の3割を超える増減

3 計画の事前認定

- (1) 都道府県推進活動計画の事前認定
都道府県推進活動計画の作成主体は、事業年度開始前においても第4の1に準じて都道府県推進活動計画を作成し、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に提出することができるものとします。
都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は都道府県推進活動計画の提出があった場合は、第5の1の(1)及び(2)に準じて当該計画を認定するものとします。認定された都道府県推進活動計画については、当該計画の変更のない場合には、1に基づく認定を受けたものとします。
- (2) 地域推進活動計画の事前認定
地域推進活動計画の作成主体は、事業年度開始前においても第4の2に準じて地域推進活動計画を作成し、都道府県知事に提出することができるものとします。
都道府県知事は地域推進活動計画の提出があった場合は、第5の2の(1)及び(2)に準じて当該計画を認定するものとします。認定された地域推進活動計画については、当該計画の変更のない場合には、2に基づく認定を受けたものとします。

第6 推進事業補助金の交付

- 1 国は、予算の範囲内において、第3の事業の実施に必要な経費（別表1及び2に掲げるものに限ります。）を都道府県知事に交付します。
- 2 市町村長は、都道府県が定めるところにより、第3の1の(2)及び2の事業の実施に必要な経費（別表1及び2に掲げるものに限ります。）について、都道府県知事に交付を申請してください。

(別表 1) 経営所得安定対策の推進活動経費

区分	内容
1 謝 金	作付状況の確認等への協力、交付申請書・當農計画書等の配布等並びに協議会会員、会員以外の専門家及び指導員として依頼した者（以下「外部専門家」といいます。）の会議等への参加に対する謝金及び報償費 等
2 旅 費	本制度の推進、指導及び研修等に要する外部専門家及び事務局員等への交通費及び宿泊費 等
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費（水田情報等の整備、事業運営システムの整備・改良等）、消耗品費（自動車等の燃料費を含みます。）、借料・損料（会場借料、パソコン等のリース料等）、会議費（弁当代は除きます。）、備品費、賃金（正規職員の超勤及び臨時雇用に限ります。農地調整員手当を含みます。）及び共済費（臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金） 等
4 委託費	都道府県等及び市町村等が実施する第3に掲げる取組の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
5 助成費	都道府県等及び市町村等が実施する第3に掲げる取組に要する経費に対して助成する場合における当該助成に要する経費

(別表 2) 集落営農の法人化支援

区分	内容
交付金	法人化した集落営農に対する経費の定額助成（1法人当たり定額40万円）

3 市町村等の長が第3の2の事業に係る交付金の交付を行おうとするときは、別紙4に定める交付対象要件等を確認して行ってください。

第7 事業の着手

1 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」といいます。）後に着手するものとしています。

ただし、事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県知事は、あらかじめ、地域センター等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第4号により、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に届け出してください。

2 交付決定前着手届を受理した地域センター長等は、同一の都道府県内に複数の地域センター等がある場合は、当該都道府県内の他の地域センターに回付とともに、速やかに当該地域センターを管轄する地方農政局長等（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じです。）に報告してください。

3 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合において、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手してください。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行ってください。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

4 1のただし書きにより交付決定前に着手する場合について、地域センター等は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようします。

第8 事業の実施状況の報告等

1 都道府県知事は、市町村長からの報告を取りまとめ、翌年度の6月末までに、様式第5号により都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に報告してください。

2 地域センター長等は、1にかかわらず、必要に応じて都道府県知事に対し、隨時実施状況についての報告を求めることができるものとします。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとします。その際、都道府県知事及び市町村長は地域センター長等の求めに応じて、調査に協力してください。

附 則（平成23年4月1日付け22経営第7135号）

この通知は、平成23年4月1日から施行します。

附 則（平成23年9月1日付け23経営第1616号）

この通知は、平成23年9月1日から施行します。

附 則（平成24年4月6日付け23経営第3563号）

- 1 この通知による改正は、平成24年4月6日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱の規定に基づき、平成23年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成25年4月1日付け24経営第3666号）

- 1 この通知による改正は、平成25年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（以下「旧実施要綱」といいます。）の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。
- 3 平成25年度に実施する事業について、旧実施要綱第4の規定により提出された都道府県推進活動計画及び地域推進活動計画は、改正後の直接支払推進事業実施要綱（以下「新実施要綱」といいます。）第4の規定により提出された都道府県推進活動計画及び地域推進活動計画とみなします。

また、旧実施要綱第5の3の規定による事業年度開始前に地域センター長等が行う都道府県推進活動計画の事前認定及び都道府県知事が行う地域推進活動計画の事前認定は、新実施要綱第5の3の規定による事業年度開始前に地域センター長等が行う都道府県推進活動計画の事前認定及び都道府県知事が行う地域推進活動計画の事前認定とみなします。

附 則（平成25年5月16日付け25経営第428号）

この通知による改正は、平成25年5月16日から施行します。

様式第1号の1

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
○○地域センター長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事 印

平成○○年度都道府県推進活動計画の認定の申請
(直接支払推進事業)

直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)第5の1に基づき、下記のとおり都道府県推進活動計画の認定を申請します。

記

都道府県推進活動計画(様式第1号の2)

平成〇〇年度都道府県推進活動計画
(直接支払推進事業)

計画作成主体 ○○都道府県

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			千円	
都道府県農業再生協議会に対する補助金の交付	別紙1に記載			
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付			別紙2に記載	

注1：都道府県が他の機関に対して委託する場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付する場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を記載してください。

2 地域段階に対する本事業の補助金の配分方針

※ 予め、都道府県から地域段階に対して予算枠を設定する場合はその考え方を記載してください。

(様式第1号の2の別紙1)

直接支払推進事業における助成対象経費内訳

助成先 ○○都道府県農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			千円	

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付する場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を記載してください。

(様式第 1 号の 2 の別紙 2)

地域段階における配分額

様式第2号の1

番 号
年 月 日

○○都道府県知事 殿

住 所

○○市町村

○○市町村長

印

平成○○年度地域推進活動計画の認定の申請
(直接支払推進事業)

直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)第5の2に基づき、下記のとおり地域推進活動計画の認定を申請します。

記

- 1 地域推進活動計画(様式第2号の2)
- 2 経営所得安定対策に係る年間スケジュール(様式第2号の3)

平成〇〇年度地域推進活動計画
(直接支払推進事業)

計画作成主体 〇〇市町村

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
			千円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙に記載			

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も併せて記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付する場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を、事業に要する経費欄にはその必要額を記載してください。

2 実施体制

① 事務局（担当部署）	
② 担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	

3 電算システムの内容

経営所得安定対策の事務処理への対応方法	A. 既存の電算システムを改修 B. 他社の経営所得安定対策向け電算システムを購入 C. 国が開発する事務処理システムを使用
---------------------	--

注：経営所得安定対策の営農計画書のデータ入力及び地域センター等へ提出するCSVファイル（申請データ）の出力をどのように行うか記号で選択してください。

(様式第2号の2の別紙)

直接支払推進事業における助成対象経費内訳

助成先 ○○地域農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要する経費	備考
				千円

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付する場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となる予定の法人数を、事業に要する経費欄にはその必要額を記載してください。

経営所得安定対策に係る年間スケジュール

○○市町村 担当者 所属及び名前○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前○○地域センター/○○農政局/北海道農政事務所/沖縄総合事務局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	地域センター等
3月				
4月	・交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・交付申請書、當農計画書、調整水田等の改善計画の提出期限(原則として6月30日まで)			
7月	・地域農業再生協議会から地域センター等へ対象作物の地域別作付計画面積報告書の提出(7月31日まで)			
8月				
9月	・市町村から地域センター等へ認定済の調整水田等の改善計画を提出(9月30日まで)			
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

様式第3号

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
○○地域センター長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事 印

平成○○年度都道府県推進活動計画の変更（中止又は廃止）認定の申請
(直接支払推進事業)

平成○○年○月○日付け○○第○号で認定を受けた都道府県推進活動計画について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（3）の規定に基づき申請します。

記

都道府県推進活動計画（様式第1号の2）

様式第4号

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
○○地域センター長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事 印

平成○○年度直接支払推進事業交付決定前着手届

平成○○年○月○日付けで認定を受けた都道府県推進活動計画に基づく別添事業について、直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

別添

区分	事業量	事業費	着手予定期 年月日	完了予定期 年月日	理由
・都道府県段階 推進事務費 ・地域段階推進 事務費					
合 計					

(別紙)

○○市長

○○市長

○○市長

○○町長

○○市長

○○町長

※ 地域推進活動計画を作成している事業実施主体を全て並べてください。都道府県推進活動計画の内容を変更し、新たに事業実施主体を追加した場合は、必要に応じて変更した都道府県推進活動に基づいた交付決定前着手届を提出してください。その場合は、すでに都道府県推進活動計画に含まれている事業実施主体と、新たに追加された事業実施主体を全て並べ、新たに追加された事業実施主体に下線を引いてください。

(公印は省略する)

様式第5号の1

平成〇〇年度事業実施状況報告
(直接支払推進事業)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〇〇地域センター長 殿
北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿

〇〇都道府県知事 印

直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（注1）事業実施状況報告書（様式第5号の2）を添付してください。

（注2）集落営農の代表者、経理担当者等の育成に対する支援活動を実施した場合には、
様式第5号の3を添付して下さい。

（注3）管内で集落営農の法人化支援を実施した場合は、市町村から提出された参考様式
1の別添3を添付して下さい。

様式第 5 の 2

平成〇〇年度事業実施状況報告
(直接支払推進事業)

報告作成主体 ○○都道府県

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
				円
都道府県農業再生協議会に対する補助金の交付	別紙 1 に記載			
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付			別紙 2 に記載	

注 1 : 都道府県が他の機関に対して委託した場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組内容も記入してください。

注 2 : 実施要綱第 3 の 2 の集落営農の法人化支援を交付した場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となった法人数を記載してください。

(様式第5号の2の別紙1)

直接支払推進事業における助成対象経費内訳

助成先 ○○都道府県農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
				円

注1：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し、委託先の取組み内容も記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付した場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となった法人数を記載してください。

(様式第 5 号の 2 の別紙 2)

地域段階における実績額

(様式第5号の3)

集落営農の代表者、経理担当者等の育成に対する支援活動(平成〇〇年度)

都道府県名 :

市町村名	人・農地プラン (経営再開マスター・プラン)の作成エリア	対象者名	研修等の区分	研修等の実施主体 (委託を受けた場合は、主催者)	実施時期		参加者数(人)	研修等に要した経費(円)	研修等の内容	備考
					実施回数(回)					
●●市	●●地域	●● ●●	経理(税務)研修	●●市農業再生協議会	平成●月～●月	3	5	500,000 150,000	(研修名) H●年経理実務者研修 (研修項目) 1. 2.	
○○市	○○地域	○○ ○○	労務管理研修	●●都道府県農業再生協議会等	平成●月●日	1	200	1,000,000 1,000,000	(研修名) H●年労務実務者研修 (研修項目) 1. 2.	

注1:研修等の区分は、①経理(税務)研修、②生産管理研修、③労務管理研修、④マーケティング研修、⑤機械等技術習得研修、⑥経営診断、⑦その他の研修等の中から選択してください。

注2:研修等に要した経費及び補助金相当額については、当該支援に要した費用の総額を記入してください(個人分の費用でないことに留意ください)。

参考様式 1

平成〇〇年度事業実施状況報告
(直接支払推進事業)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

住 所
〇〇市町村
〇〇市町村長 印

直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 地域推進活動実施状況報告（別添1）
2. 経営所得安定対策に係る年間実績（別添2）

（注）集落営農の法人化支援を実施した場合は、参考様式1別添3を添付してください。

(参考様式 1 の別添 1)

平成〇〇年度事業実施状況報告
(直接支払推進事業)

報告作成主体 ○○市町村

1 事業の概要

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
			円	
地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付	別紙に記載			

注1：他の機関に対して委託を行った場合は、委託先を備考欄に記入し委託先の取組内容も併せて記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付した場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となった法人数を、事業に要した経費欄にはその実績額を記載してください。

2 実施体制

① 事務局（担当部署）	
② 担当者の所属及び氏名	
③ 電話番号	

3 電算システムの内容

経営所得安定対策の事務処理への対応方法	A. 既存の電算システムを改修 B. 他社の経営所得安定対策向け電算システムを購入 C. 国が開発する事務処理システムを使用
---------------------	--

注：経営所得安定対策の営農計画書のデータ入力及び地域センター等へ提出するCSVファイル（申請データ）の出力をどのように行ったか記号で選択してください。

(参考様式1の別添1の別紙)

直接支払推進事業における助成対象経費内訳

助成先 ○○地域農業再生協議会

区分	主な取組内容	実施時期	事業に要した経費	備考
			円	

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、委託先を備考欄に記入してください。

注2：実施要綱第3の2の集落営農の法人化支援を交付する場合は、区分欄に「集落営農の法人化支援」と記載し、主な取組内容欄には支援対象となった法人数を、事業に要した経費欄にはその実績額を記載してください。

(参考様式 1 の別添 2)

経営所得安定対策に係る年間実績

○○市町村 担当者 所属及び名前

○○地域農業再生協議会 担当者 所属及び名前

○○地域センター/○○農政局/北海道農政事務所/沖縄総合事務局 担当者 所属及び名前

実施時期	推進活動の内容	役割分担		
		○○市町村	○○地域農業再生協議会	地域センター等
3月				
4月	・交付申請書等の受付開始			
5月				
6月	・交付申請書、當農計画書、調整水田等の改善計画の提出期限(原則として6月30日まで)			
7月	・地域農業再生協議会から地域センター等へ対象作物の地域別作付計画面積報告書の提出(7月31日まで)			
8月				
9月	・市町村から地域センター等へ認定済の調整水田等の改善計画を提出(9月30日まで)			
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

(参考様式1の別添3) 市町村長の事業実施状況報告の添付資料

平成〇〇年度 集落営農の法人化支援一覧表

直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙4の第2の4の規定に基づき、集落営農の法人化支援において交付金を交付した交付対象者について、下記のとおり報告します。

記

(別紙1)

都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について

第1 都道府県農業再生協議会

1 範囲

都道府県農業再生協議会（以下「都道府県再生協議会」といいます。）は、都道府県の区域をその区域として設置する必要があります。

2 構成員

- (1) 都道府県、農業団体、流通業者団体のほか、認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第1項の規定に基づき、その作成した生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた者をいいます。以下同じ。）、担い手農業者組織（稻作経営者会議等）、法人協会、集落営農の代表者、実需者団体、消費者団体等、事業内容や各都道府県の実情に応じてその会員を選定します。
- (2) 原則として、会員に、都道府県、都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都府県本部（道県経済農業協同組合連合会及び県農業協同組合を含む。）、都道府県主食集荷協同組合、都道府県農業会議、担い手農業者組織（稻作経営者会議等）、都道府県農業法人協会を含むものとします。
- (3) 地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地域センター等」といいます。）は、都道府県再生協議会にオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行います。

3 規約等の要件

都道府県農業再生協議会は、以下の要件を満たしておく必要があります。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 直接支払推進事業実施要綱（以下「本要綱」といいます。）第3に定める事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法等を明確にした都道府県再生協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。
- (3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 2の(2)に掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が都道府県再生協議会の事務局の一部を構成していること又は2の(2)に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において

て責任のある立場にあること。

- (5) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った内容となっていること。

4 設置手続

- (1) 都道府県再生協議会が設置されていない都道府県において、新たに都道府県再生協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の初年度の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、その議決を得る必要があります。

- ア 協議会規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

- (2) (1)の議決により、当該協議会の長となった者は、当該協議会が主たる事務所を置く都道府県の地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあっては当該区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地域センター長等」といいます。）のうち、当該都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に会員名簿及び協議会の当該年度の事業計画書を添えて、2の(2)及び3の要件を満たすことについて別紙1様式第1号により承認を申請する必要があります。

- (3) 都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、(2)の申請の内容を審査し、2の(2)及び3の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、当該協議会の長（都道府県再生協議会長）に通知します。

なお、申請を受けた地域センター長等は、同一の都道府県内に複数の地域センター等がある場合は、当該都道府県内の他の地域センター長等に申請書を回付します。

- (4) 他の協議会の規約変更により都道府県再生協議会へ移行した場合は、都道府県再生協議会へ移行した後に、(2)の手続に準じて地域センター長等の承認を受けてください。

5 規約変更手続等

- (1) 都道府県再生協議会長は、4の(1)の規約その他の規程を変更したときは、速やかに都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等に別紙1様式第2号により届け出なければなりません。

なお、届出を受けた地域センター長等は、同一の都道府県内に複数の地域セ

ンター等がある場合は、当該都道府県内の他の地域センター長等に届出された文書を回付します。

(2) 都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、都道府県再生協議会が2の(2)及び3の要件を欠いたと認めた場合又は本要綱第3に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかつたと認めた場合には、同一の都道府県内に複数の地域センター等があるときは、当該都道府県内の他の地域センターと協議の上、4の(3)の承認を取り消すことができます。この場合、都道府県庁所在地を管轄する地域センター長等は、あらかじめ農林水産省経営局長から、とるべき措置についての指示を受ける必要があります。また、4の(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により都道府県再生協議会長に通知します。

6 地域農業再生協議会への助言・指導等

都道府県再生協議会は、地域農業再生協議会（以下「地域再生協議会」という。）が行う経営所得安定対策に係る生産数量目標の設定等の取組に対する協力をを行うとともに、必要に応じ助言及び指導を行います。

第2 地域農業再生協議会

1 範囲

地域再生協議会は、市町村の区域を基本に、地域の実情に応じその区域を設定して設置する必要があります。

2 構成員

- (1) 市町村、農業協同組合等生産出荷団体、農業共済組合、農業委員会、農地利用集積円滑化団体（又は地域再生協議会を農地利用集積円滑化団体として指定）、土地改良区、担い手農家、集落営農、農業法人、認定方針作成者、実需者、消費者団体、商工会関係者、中小企業診断士、税理士等、地域の実情に応じてその会員を構成し、必要に応じて普及指導センターの指導・助言を受けるものとします。
- (2) 原則として、会員に、市町村、農業協同組合、農業共済組合、担い手農家、集落営農、農業法人及び農業委員会、農地利用集積円滑化団体（又は地域再生協議会を農地利用集積円滑化団体として指定）を含むものとします。
- (3) 地域センター等は、地域再生協議会にオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行います。

3 規約等の要件

地域農業再生協議会は、以下の要件を満たしておく必要があります。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 本要綱第3に定める事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産

の管理の方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者等を明確にした地域再生協議会の運営等に係る規約その他の規程が定められていること。

- (3) (2)の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 2 の(2)に掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が地域再生協議会の事務局の一部を構成していること又は2 の(2)に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が当該協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。
- (5) 協議会の事業計画が作成されており、かつ、その内容が本事業の趣旨に沿った内容となっていること。

4 設置手続

- (1) 地域再生協議会が設置されていない区域において、新たに地域再生協議会を設置しようとする者は、次に掲げる協議会の運営等に係る規約その他の規程を定めるとともに、協議会の事業計画を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集しその議決を得る必要があります。
 - ア 協議会規約
 - イ 会計処理規程
 - ウ 事務処理及び文書取扱規程
 - エ 公印取扱規程
 - オ 内部監査実施規程
- (2) (1)の議決により、当該協議会の長となった者は、当該協議会が主たる事務所を置く都道府県知事に会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程及び協議会の事業計画書を添えて、2 の(2)及び3 の要件を満たすことについて別紙1様式第3号により承認を申請する必要があります。
- (3) 都道府県知事は、(2)の申請の内容を審査し、2 の(2)及び3 の要件を満たすものであると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、別紙1様式第4号により当該協議会の長（地域再生協議会長）に通知します。
- (4) 他の協議会の規約変更により地域再生協議会へ移行した場合は、地域再生協議会へ移行した後に、(2)の手続に準じて都道府県知事の承認を受けてください。

5 規約変更手続等

- (1) 地域再生協議会長は、4 の(1)の規約その他の規程を変更したときは、速やかに地域再生協議会が主たる事務所を置く都道府県知事に別紙1様式第5号により届け出なければなりません。
- (2) 都道府県知事は、地域再生協議会が2 の(2)及び3 の要件を欠いたと認めた場合又は本要綱第3に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正す

る措置をとらなかったと認めた場合には、4の(3)の承認を取り消すことができます。この場合、都道府県知事は、あらかじめ当該地域再生協議会を担当する地域センター長等から、とるべき措置についての指示を受ける必要があります。また、4の(3)の承認を取り消したときは、承認を取り消した理由を書面により地域再生協議会長に通知します。

第3 関係書類の閲覧

農林水産省経営局長、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び地域センター長（以下「農林水産省経営局長等」という。）は、必要に応じて、都道府県再生協議会及び地域再生協議会の本要綱第3に定める事業に係る経理内容を調査し、当該事業の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることがあります。また、都道府県知事は、必要に応じて、都道府県が地域再生協議会に対して行った事業に係る経理内容を調査し、当該事業の交付申請の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることがあります。

第4 経理事務指導

農林水産省経営局長等は、必要に応じて、都道府県再生協議会及び地域再生協議会に対し、本要綱第3に定める事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行います。また、都道府県は、必要に応じて、地域再生協議会に対し、都道府県が地域再生協議会に対して行う事業に係る経理が適切に行われるよう、必要な指導を行います。

第5 証拠書類の保管

都道府県再生協議会、地域再生協議会及びその会員は、本要綱第3に定める事業に係る助成金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、事業に係る国庫助成金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管しなければなりません。

第6 個人情報の適正な管理

- 1 都道府県再生協議会及び地域再生協議会は、経営所得安定対策及び本要綱第3に定める事業（以下「経営所得安定対策等」という。）の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要があります。
 - (1) 本人の同意を得ている用途及び経営所得安定対策等の実施に必要な用途以外に利用しないこと
 - (2) 経営所得安定対策等の実施に真に必要な場合を除いて、複製しないこと
 - (3) 施錠管理できる場所での保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること
 - (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに地域センター長等へ報告すること
 - (5) 必要な用途への利用終了後、速やかに判読不可能な方法により破棄すること
- （経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号）

農林水産事務次官依命通知) 第10及び直接支払推進事業費補助金交付要綱第17に定めるものは除きます。)

- 2 地域センター長等は、都道府県再生協議会及び地域再生協議会に対し、経営所得安定対策等の実施に際して得た個人情報の管理状況について、隨時報告を求めることができます。また、地域センター長等は、報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとしています。その際、都道府県再生協議会及び地域再生協議会は地域センター長等の求めに応じて、調査等に協力するものとします。

第7 事務の委託

都道府県再生協議会及び地域再生協議会は、本要綱第3に定める事業に係る事務の一部を当該都道府県再生協議会又は地域再生協議会の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、当該都道府県再生協議会又は地域再生協議会以外の者（地域センター長等が指定したものとします。）に委託することができるものとします。

第8 都道府県再生協議会及び地域再生協議会の業務運営の透明性の確保

- 1 都道府県再生協議会及び地域再生協議会は、その主催する会議を、予定を公表した上で、公開で行うよう努めるものとします。また、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、業務方法書、事業計画、活動報告等について、インターネット、広報誌等により、公開に努めてください。
- 2 この措置を実施するに当たり、国、都道府県、市町村並びに都道府県再生協議会及び地域再生協議会の会員のうち都道府県及び市町村以外の者は、都道府県再生協議会及び地域再生協議会に協力するものとします。

別紙 1 様式第 1 号

番 号
年 月 日

○○農政局長
○○地域センター長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住 所

○○都道府県農業再生協議会
会長 【印】

○○都道府県農業再生協議会の承認申請について

直接支払推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7135 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に定める事業を実施したいので、別紙 1 の第 1 の 4 の（2）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 別添 1 ○○都道府県農業再生協議会会員名簿
- 別添 2 ○○都道府県農業再生協議会規約
- 別添 3 ○○都道府県農業再生協議会事務処理規程
- 別添 4 ○○都道府県農業再生協議会会計処理規程
- 別添 5 ○○都道府県農業再生協議会文書取扱規程
- 別添 6 ○○都道府県農業再生協議会公印取扱規程
- 別添 7 ○○都道府県農業再生協議会内部監査実施規程
- 別添 8 ○○都道府県農業再生協議会事業計画書

別紙1 様式第2号

番 号
年 月 日

○○農政局長
○○地域センター長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住 所

○○都道府県農業再生協議会
会長 【印】

○○都道府県農業再生協議会規約その他の規程の変更の届出について

○○都道府県農業再生協議会○○を下記により変更したので、直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第1の5の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更した都道府県農業再生協議会規約、規程の名称

2 変更箇所（新旧対照表）

添付書類 1 変更後の○○都道府県農業再生協議会○○
2 規約その他の規程の変更を議決した総会の議事録の写し

別紙 1 様式第 3 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
○○○地域農業再生協議会
会長 【印】

○○○地域農業再生協議会の承認申請について

直接支払推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7135 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に定める事業を実施したいので、同要綱別紙 1 の第 2 の 4 の（2）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請します。

記

- 別添 1 ○○○地域農業再生協議会会員名簿
- 別添 2 ○○○地域農業再生協議会規約
- 別添 3 ○○○地域農業再生協議会会計処理規程
- 別添 4 ○○○地域農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程
- 別添 5 ○○○地域農業再生協議会公印取扱規程
- 別添 6 ○○○地域農業再生協議会事業計画書
- 別添 7 ○○○地域農業再生協議会内部監査実施規程

別紙 1 様式第 4 号

番 号
年 月 日

○○地域農業再生協議会長 殿

都道府県知事

【印】

○○○地域農業再生協議会の承認について

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇〇〇号をもって承認申請のあった○○○地域農業再生協議会については、平成〇〇年〇月〇日付けをもって直接支払推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7135 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 2 の 2 の（2）及び 3 の要件を満たすものとして承認したので、同要綱別紙 1 の第 2 の 4 の（3）の規定に基づき通知します。

別紙 1 様式第 5 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
○○○地域農業再生協議会
会長 【印】

○○○地域農業再生協議会規約その他の規程の変更の届出について

○○○地域農業再生協議会○○を下記により変更したので、直接支払推進事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7135 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 の第 2 の 5 の（1）の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更した○○○地域農業再生協議会規約、規程の名称

2 変更箇所（新旧対照表）

添付書類 1 変更後の地域農業再生協議会○○
2 規約その他の規程の変更を議決した総会の議事録の写し

集落営農の代表者、経理担当者等の育成に対する支援活動

第1 研修等の対象者

本事業で行う支援活動（以下「研修等」といいます。）については、経営所得安定対策の加入者又は人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる事業により作成するプラン（市町村等が、当該事業を実施せずにこれに準じて独自に作成したもの及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）に基づき、東日本大震災の津波被災市町村が策定する経営再開マスターplanを含む。）において中心となる経営体に位置づけられている者若しくは位置付けられることが確実である者（以下「中心経営体」といいます。）の代表者、経理担当者等を対象とします。

第2 研修等の実施の委託

都道府県又は都道府県農業再生協議会（以下「都道府県等」といいます。）は市町村若しくは地域農業再生協議会（以下「市町村等」といいます。）又は一般向けに研修等を行っている民間業者・民間団体に本事業の研修等を委託することができます。

第3 研修等の内容

研修等の種類及び内容は次のとおりとします。

研修等の種類	研修等の内容
経理（税務）研修	損益計算書及び貸借対照表等の作成、簿記の記帳方法、消費税・法人税・農業制度等税務申告の方法等
生産管理研修	生産履歴の管理、生産計画の構築、商品・資材等の購買管理等
労務管理研修	就業規則の作成、賃金管理、時間管理、福利厚生、社会保険、労使間紛争の処理、安全配慮、メンタルヘルス等
マーケティング研修	市場ニーズの把握方法、広告・宣伝方法、新たなサービスの構築、販路開拓等
機械等技術習得研修	農作業の安全確保、特殊免許習得研修、農業機械操作研修、農業機械の点検整備方法等
経営診断	中小企業診断士等による経営診断

その他の研修	その他、都道府県等が特に必要と認める研修
--------	----------------------

第4 研修等の助成額

- 1 都道府県等が自ら実施する研修等及び都道府県等が市町村等に委託する研修等については、研修等に係る実費相当分を交付します。
- 2 都道府県等が民間業者・民間団体に委託する研修等については、研修等に要した費用のうち補助対象相当分を都道府県から民間業者・民間団体に対して支払います。この場合、支払額は民間団体が実施する研修等の実費相当分（上限は、研修生一人当たり 30,000 円）とします。
- 3 いずれの場合も、研修等に要する経費が妥当なものとなるよう、地域で行われている他の研修等と比較考量するなどにより、適正な金額となるよう留意して下さい。なお、研修等の対象者に要する旅費（交通費及び宿泊費等）は研修等の経費の対象外となります。

第5 報告

本要綱第8の事業実施状況報告の際に併せて、様式第5号の3（集落営農の代表者、経理担当者等の育成に対する支援活動）を提出してください。

地域における経営体育成の取組等のフォローアップ

第1 フォローアップの実施主体

フォローアップの実施主体は、市町村又は地域農業再生協議会（以下「市町村等」といいます。）ですが、都道府県又は都道府県農業再生協議会（以下「都道府県等」といいます。）が実施主体となることにより効果的に取組が実施できる場合には、市町村等に代わり都道府県等が実施主体となることができるものとします。

なお、実施主体の判断により、フォローアップに必要な取組の一部を民間団体に委託することができます。

第2 フォローアップの実施

- 1 市町村等は、地域の経営所得安定対策の運営状況や加入者の動向、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体の農地集積等の状況等を把握・分析し、人と農地の問題解決に向けた取組が進展しているかを確認します。
その結果、取組が遅れていると認められる地域に対しては、中心となる経営体や集落のリーダー役との面談、集落座談会の開催などの重点的な指導を行い、問題の解決に取り組むものとします。
- 2 国及び都道府県等は市町村等のみで解消できない課題等がある場合には、現場において指導・助言を行うなど、市町村等と協力して地域のフォローアップを支援するものとします。
- 3 また、人・農地プランに関して、関係機関で情報交換等を実施する場合はについても本事業を活用できるものとします。

集落営農の法人化支援に係る交付対象要件等について

第1 交付対象者が備えるべき要件

- 1 23年度以降に法人設立登記を行った法人であること。
- 2 事業実施年度に経営所得安定対策に加入している者又は中心経営体等であること。
- 3 構成員が複数戸であること。
- 4 集落等を単位とした農作業受託組織（法人を除く。）を基礎として設立された法人であること（農作業受託組織を経ることなく設立された法人にあっては、今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれること。）。

第2 交付手続

- 1 交付対象者は、別紙4様式第1号に定める「集落営農の法人化支援交付申請書（以下「交付申請書」という。）」を作成し、事業実施年度の3月10日までに、次の(1)から(3)に掲げる書類を添付し、市町村等の長に提出するものとします。
 - (1) 法人設立登記事項証明書
 - (2) 定款の写し
 - (3) 構成員名簿
- 2 市町村等の長は、1により交付対象者から提出のあった交付申請書及び添付書類の内容を確認し、当該交付対象者が第1に定める要件を満たし、その内容が適当と認められる場合には、交付決定を行い、交付対象者に対し、別紙4様式第2号に定める「集落営農の法人化支援における交付決定通知書」により通知し、交付金を交付します。
- 3 なお、市町村等の長は、事業実施年度の3月31日に交付対象者に交付金を交付するものとします。
- 4 市町村等の長は、参考様式1の別添3に定める「集落営農の法人化支援一覧表」を作成します。市町村長は、管内の当該一覧表をとりまとめ、本要綱第8により事業実施状況を都道府県知事に報告する際に併せて提出してください。

(別紙4様式第1号)

年 月 日

○○市長村長又は○○地域農業再生協議会長 殿

住所

法人名・代表者名

印

平成○○年度 集落営農の法人化支援交付金交付申請書

下記のとおり組織を法人化しましたので、直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙4の第2の1の規定に基づき、集落営農の法人化支援の交付金の交付を申請します。

記

1 法人名

2 法人設立登記年月日

3 地区名、集落名

4 構成員数

5 経営面積

(添付書類)

- ・法人設立登記事項証明書
- ・定款の写し
- ・構成員名簿

(別紙4 様式第2号)

番 号
年月日

法人名

役職名 代表者名 殿

住所

○○市長村長又は○○地域農業再生協議会会長
印

平成○○年度 集落営農の法人化支援交付金交付決定通知書

直接支払推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）別紙4の第2の2の規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定したので、通知します。

記

1 集落営農の法人化支援 400,000円

2 交付予定年月日 平成 年 月 日